

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） 43

訓 令

○北海道公印規程の一部を改正する訓令……………（法制文書課） 46

○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………（法制文書課） 47

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（総務部総務課） 48

○特定調達契約に係る入札の公告……………（総務部総務課） 49

○指定外来種の指定……………（生物多様性保全課） 50

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 53

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 53

○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 53

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 53

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 56

道立北見病院告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 57

道立向陽ヶ丘病院告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 59

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告の廃止…………… 60

道公安委員会規則

○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則…………… 60

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則…………… 60

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第93号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別記第48号様式の2（表）を次のように改める。

別記第48号様式の2（第39条の4、第41条の5関係）

（表）

法 人 道 民 税 更 正

法 人 事 業 税 の 決 定 通知書兼納付告知書

地 方 法 人 特 別 税 加 算 金 決 定

所在地 名称 様	事業年度若しくは計算 期間又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	決定番号	
	法人税の通知年月日 及 び 処 理 区 分	年 月 日 確 定 確 是 修 正 修 是 更 正 決 定	管理番号	
	確 定 申 告	申告年月日 年 月 日 期限 年 月 日	法人区分	地方税法第72条の 適用
	修 正 申 告	申告年月日 年 月 日	備 考	

区 分	更 正 決 定 額			既 に 納 付 の 確 定 し た 額			差 引 納 付 す べ き 税 額
	課 税 標 準 額	税 率	税 額	課 税 標 準 額	税 率	税 額	

法人 民 道 分 税	総額	法人税額又は個別帰属法人税額	(円)	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)
	本 道 民 分	法人税割額 ①							
		外国の法人税等の額の控除額 ②							
		仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ③							
		利子割額の控除額 ④							
		差引法人税割額 ①-②-③-④ ⑤							
		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑥							
		既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ⑦							
		差引納付すべき法人税割額 ⑤-⑥+⑦ ⑧						㊦	
	均等割額		/12			/12		㊧	
						仮装経理に基づく法人税割額の繰越控除額			
						租税条約の実施に係る法人税割額の繰越控除額			
法人 民 道 分 税	区	分	更正決定額		既に納付の確定した額			差引納付すべき税額 (円)	
			課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	課税標準額 (円)	税率 (%)		税 額 (円)
	総額	所得金額							
		付加価値額							
		資本金等の額							
		収入金額							
	本 所 得	年 万円以下の金額							
		年 万円を超え 年 万円以下の金額							
		年 万円を超える金額							
		年 万円を超える金額 (軽減税率不適用法人の金額)							

事業税	道	割	計																	
		付加価値割	付加価値額																	
		資本割	資本金等の額																	
		収入割	収入金額																	
		仮装経理に基づく事業税額の控除額																		
		租税条約の実施に係る事業税額の控除額等																		
		合 計																㉔		
			租税条約の実施に係る事業税額の控除額等の内訳		租税条約の実施に係る事業税額の控除額				仮装経理に基づく事業税額の繰越控除額											
	㉔ の 内 訳		所得割				付加価値割				資本割				収入割					
	地方税	区 分	更正決定額				既に納付の確定した額				差引納付すべき税額 (円)									
課税標準額 (円)			税率 (%)	税 額 (円)		課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)												
総額		所得金額																		
		収入金額																		
本 道		所得割に係る地方法人特別税額																		
		収入割に係る地方法人特別税額																		
		合計地方法人特別税額																		
		仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額																		
		租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額																		
分		合 計												㉕						
								仮装経理に基づく地方法人特別税額の繰越控除額												
								租税条約の実施に係る地方												

利 子 割 額 に 関 す る 計 算	区 分	更 正 額 (円)	既に確定した額 (円)	加 算 金 額	区 分	対 象 税 額 (円)	率 (%)	金 額 (円)
	利子割額（控除されるべき額）				過少申告加算金			
	控 除 し た 金 額							
	控 除 し き れ な か っ た 金 額				不 申 告 加 算 金			
	既に還付を請求した利子割額				重 加 算 金			
	既還付請求利子割額が過大である場合 の納付額				計			㊦
					法 人 事 業 税			
			地 方 法 人 特 別 税					

納期限
年 月 日

納付すべき金額
㊦+㊧+㊨+㊩+㊪
円

課税の理由

納付場所 北海道指定（収納代理）金融機関、北海道収入取扱員、道内郵便局
上記のとおり決定しましたので、通知します。併せて、納付すべき金額を納期限までに納付書によって納めるよう告知します。
年 月 日 北海道札幌道税事務所長 印

◎裏面の注意事項をお読みください。
摘要 不要文字を消して使用すること。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道税条例施行規則別記第48号様式の2の規定は、平成27年4月1日以後に開始した事業年度に係る法人の道民税、法人の事業税及び地方法人特別税、同日以後に開始した連結事業年度分の法人の道民税並びに同日以後に開始した計算期間分の法人の道民税に係る更正又は決定の通知について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の道民税、法人の事業税及び地方法人特別税、同日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税並びに同日前に開始した計算期間分の法人の道民税に係る更正又は決定の通知については、この規則の施行の日から平成28年1月31日までの間に限り、同様式の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

訓	令
北海道訓令第14号	
本 庁 出 先 機 関	
北海道公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成27年12月18日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道公印規程の一部を改正する訓令	

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号カ中「以下」を「別表の2の表において」に改め、同号キ中「除く」の次に「。別表の2の表において同じ」を加え、同号ケ中「のセンター長」を「に置かれたセンター（課に置かれたセンターを除く。別表の2の表において同じ。）の長」に改める。

第13条第3項中「凸版」を「当該公印の印影を備えた文書（以下「印影文書」という。）」に改め、同条第5項を削り、同条第4項中「凸版」を「印影文書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 課長等は、公印の印影の印刷を発注するときは、契約書及び仕様書に、印影文書の不正な使用を防止するために必要な受注者の遵守すべき事項を記載しなければならない。

第13条に次の1項を加える。

6 前項の規定により返却された印影文書は、公印管理責任者において、適切な方法により廃棄するものとする。

別表の2の表中

「

本庁のセンター長	北海道 (何々)部 (出納局) (何々) センター長印
----------	---

を

本庁に置かれたセンターの長	北海道 (何々)部 (出納局) (何々)長印
---------------	---------------------------------

に改める。」

別記第4号様式中「印影印刷用凸版」を「印影文書」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

北海道訓令第15号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

「第11章 マイクロフィルム撮影等（第66条）

目次中「第65条」を「第60条」に、第12章 電子情報の特例（第67条）を

第13章 雑則（第68条・第69条）」

「第11章 取扱注意文書の管理（第61条－第65条）

第12章 マイクロフィルムの撮影等（第66条）

第13章 電子情報の特例（第67条）に改める。

第14章 点検及び研修（第68条・第69条）

第15章 雑則（第70条・第71条）」

第2条に次の1号を加える。

(6) 取扱注意文書 北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報記録されている文書その他その取扱いに注意を要する文書をいう。

第2条の次に次の1条を加える。

（総務部長の責務）

第2条の2 総務部長は、本庁等における文書の管理に関する事務（以下「文書事務」という。）を総括する。

2 総務部長は、必要があると認めるときは、本庁等における文書の管理の状況について実地検査その他必要な検査を行うものとする。

第3条を次のように改める。

（法務・法人局長及び法制文書課長の責務）

第3条 法務・法人局長は、総務部長を補佐し、本庁等における文書事務を整理するものとする。

2 法制文書課長は、総務部長及び法務・法人局長の命を受け、本庁等における文書事務が適正かつ円滑に処理されるよう、その改善のために必要な調査、指導及び助言を行うものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

（代表課長の責務）

第3条の2 本庁の部又は出納局の代表課の長は、当該部又は出納局における文書事務が適正かつ円滑に処理されるよう、当該部又は出納局の課（課に相当する組織を含む。次条を除き、以下同じ。）の長に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

第4条中「文書の管理」を「文書事務」に、「運営」を「処理」に改める。

第5条の見出し中「文書総括主任、」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「（課に相当する組織を含む。以下同じ。）」を削り、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項を削り、第5項を第3項とする。

第6条の見出し中「文書総括主任及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第58条第1項中「第64条第1項」を「第60条第1項」に改め、同条第2項中「第64条第2項」を「第60条第2項」に改める。

第60条から第63条までを削り、第64条を第60条とする。

第65条を削る。 第69条を第71条とする。 第68条中「第10章」を「第11章」に改め、同条を第70条とする。 第13章を第15章とする。 第12章を第13章とし、同章の次に次の1章を加える。 第14章 点検及び研修 （点検） 第68条 本庁の課長及び出先機関の長は、自ら管理責任を有する文書の管理の状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を総務部長に報告しなければならない。 2 総務部長は、前項の点検の結果に基づき、必要があると認めるときは、本庁等における文書事務の改善のために必要な措置を講ずるものとする。 （研修） 第69条 総務部長は、本庁等の職員が文書事務に関する研修を受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。 第11章を第12章とし、第10章の次に次の1章を加える。 第11章 取扱注意文書の管理 （取扱注意文書の管理） 第61条 取扱注意文書の管理については、第2章から前章までに定めるもののほか、この章の定めるところによる。 （管理の原則） 第62条 取扱注意文書の管理に当たっては、その内容が関係者以外の者に漏れることがないよう、細心の注意を払わなければならない。 （取扱注意文書の表示等） 第63条 取扱注意文書には、その適当な箇所に「取扱注意」の文字その他の適切な文字を付記することにより、当該文書が取扱注意文書であることを表示しなければならない。ただし、その表示をすることが困難な場合又は適当でない場合は、この限りでない。 2 取扱注意文書に係る報告又は決定書案の起案に当たっては、総合文書管理システムにより取扱注意文書であることを登録しなければならない。 （取扱注意文書の回付等の方法） 第64条 取扱注意文書の回付、保管、保存等は、持ち回りによる回付、鍵のかかる場所への保管又は保存その他その内容が関係者以外の者に漏れることがないよう適切な方法によらなければならない。 2 前条第2項の場合において、総合文書管理システムを利用した電子文書による回付の方法によるときは、閲覧権限を適切に設定しなければならない。 （取扱注意文書の廃棄の方法）	第65条 取扱注意文書を廃棄するときは、裁断、溶解、焼却、消去その他適切な方法によらなければならない。 附 則 （施行期日） 1 この訓令は、平成28年1月1日から施行する。 （北海道取扱注意文書規程の廃止） 2 北海道取扱注意文書規程（昭和61年北海道訓令第17号）は、廃止する。 （経過措置） 3 前項の規定による廃止前の北海道取扱注意文書規程第3条第1項の指定を受けた取扱注意文書は、この訓令による改正後の北海道文書管理規程（次項において「改正後の規程」という。）第2条第6号に規定する取扱注意文書とみなす。 4 出先機関に置かれる課（課に相当する組織を含む。）又は課を置かない出先機関で、北海道総合文書管理システムを利用し難い事由のあるものにあつては、当該事由が解消されるまでの間、改正後の規程第63条第2項中「総合文書管理システムにより」とあるのは、「取扱注意文書指定簿に」とし、改正後の規程第64条第2項の規定は、適用しない。
	告 示
	北海道告示第804号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年12月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成27年12月18日に一般競争入札の公告を行う北海道庁本庁舎等で使用する電力の需給契約及び北海道庁別館西棟庁舎で使用する電力の需給契約 (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項に規定する一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者
 - (2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者
- ### 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成27年12月18日（金）から平成28年1月15日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から同月31日までを除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
 - (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道総務部総務課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/zsk/kokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。
 - (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ### 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
- 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- ### 5 資格に関する事務を担当する組織
- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 名 称 | 北海道総務部総務課 |
| (2) 所 在 地 | 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| (3) 電 話 番 号 | 011-204-5120 |

北海道告示第805号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 北海道庁本庁舎等で使用する電力

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） | 1,678kW |
| (イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） | 4,625,000kWh |

イ 北海道庁別館西棟庁舎等で使用する電力

- | | |
|----------------------------|------------|
| (ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） | 162kW |
| (イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） | 305,000kWh |

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所

ア 北海道庁本庁舎（地下2階電気室）

イ 北海道庁別館西棟庁舎（地下1階電気室）

2 入札に参加する者に必要な資格

平成27年北海道告示第804号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎3階 出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）
- (2) 入 札 日 時 平成28年1月28日午前10時（送付による場合は、同月27日までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/zsk/kokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の可否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1

項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 電 話 番 号 011-204-5120

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Electricity to be used in Hokkaido Government building (Electrical Room)
- (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,678 kW
- (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 4,625,000 kWh
- b Electricity to be used in Hokkaido Government Annex West building (Electrical Room)
- (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 162 kW
- (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 305,000 kWh
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 28, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than January 27, 2016)
- C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Nishi 6-chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5120

北海道告示第806号

北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）第32条第1項の規定により、次のとおり指定外来種を指定し、平成28年6月19日から施行する。

平成27年12月18日

1(1) 指定する種類

分 類	種 の 和 名	科 名
動 物	イノシシ(イノブタを含む。)	イノシシ科

- (2) 本来の生息地又は生育地
北海道外（本州以南及び北アフリカからユーラシアまで）
- (3) 適切な飼養等の方法
ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
イ 特定飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合には、当該種の個体の適切な逸出防止措置を講ずること。
- (4) 特定飼養等施設
個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）
- (5) 指定の理由
本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため

2(1) 指定する種類

分 類	種 の 和 名	科 名
動 物	シマリス(亜種チョウセンシマリスに限る。)	リス科

- (2) 本来の生息地又は生育地
北海道外（シベリア、ロシア極東部、中国、朝鮮半島等）
- (3) 適切な飼養等の方法
ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
イ 特定飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合には、当該種の個体の適切な逸出防止措置を講ずること。
- (4) 特定飼養等施設
個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）
- (5) 指定の理由
本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため

3(1) 指定する種類

分 類	種 の 和 名	科 名
動 物	ニホントカゲ	トカゲ科

- (2) 本来の生息地又は生育地
北海道外（近畿中部・北西部から西日本まで及びこれらの周辺の島しょ）

(3) 適切な飼養等の方法

ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ 特定飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合には、当該種の個体の適切な逸出防止措置を講ずること。

(4) 特定飼養等施設

個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）

(5) 指定の理由

本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため

4(1) 指定する種類

分 類	種 の 和 名	科 名
動 物	チョウセンスズガエル	スズガエル科

(2) 本来の生息地又は生育地

北海道外（朝鮮半島、ロシア極東部及び中国東北部）

(3) 適切な飼養等の方法

ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ 特定飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合には、当該種の個体の適切な逸出防止措置を講ずること。

ウ 容器又は施設の水替えをするときは、ろ過した後に排水するなど、個体が野外に逸出し、又は流出しないようにすること。

(4) 特定飼養等施設

個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）

(5) 指定の理由

本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため

5(1) 指定する種類

分 類	種 の 和 名	科 名
動 物	トノサマガエル	アカガエル科

(2) 本来の生息地又は生育地

北海道外（本州以南、朝鮮半島、中国及びロシア沿海地方の一部）

(3) 適切な飼養等の方法

ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ 特定飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に特定飼養等施設の

外で飼養等をする場合には、当該種の個体の適切な逸出防止措置を講ずること。

ウ 容器又は施設の水替えをするときは、ろ過した後に排水するなど、個体が野外に逸出し、又は流出しないようにすること。

(4) 特定飼養等施設

個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）

(5) 指定の理由

本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため

6(1) 指定する種類

分 類	種 の 和 名	科 名
動 物	ダルマガエル(亜種トウキョウダルマガエルに限る。)	アカガエル科

(2) 本来の生息地又は生育地

北海道外（仙台平野、関東平野、新潟県中部・南部及び長野県北部・中部）

(3) 適切な飼養等の方法

ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ 特定飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合には、当該種の個体の適切な逸出防止措置を講ずること。

ウ 容器又は施設の水替えをするときは、ろ過した後に排水するなど、個体が野外に逸出し、又は流出しないようにすること。

(4) 特定飼養等施設

個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）

(5) 指定の理由

本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため

7(1) 指定する種類

分 類	種 の 和 名	科 名
動 物	ニホンヒキガエル(亜種アズマヒキガエルに限る。)	ヒキガエル科

(2) 本来の生息地又は生育地

北海道外（島根半島、鳥取県、近畿地方北部、志摩半島から紀伊半島中部まで及び中部地方以東）

(3) 適切な飼養等の方法

ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ 特定飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合には、当該種の個体の適切な逸出防止措置を講ずること。

ウ 容器又は施設の水替えをするときは、ろ過した後に排水するなど、個体が野外に逸出し、又は流出しないようにすること。

(4) 特定飼養等施設

個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）

(5) 指定の理由

本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため

8(1) 指定する種類

分 類	種 の 和 名	科 名
動 物	クロマルハナバチ	ミツバチ科

(2) 本来の生息地又は生育地

北海道外（本州以南、朝鮮半島及び中国北部・中部）

(3) 適切な飼養等の方法

ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ 特定飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合には、当該種の個体の適切な逸出防止措置を講ずること。

ウ 飼養等をしないこととした場合は、個体又は個体を収納している巣箱を密閉した袋に入れること等により、確実に殺処分すること。

(4) 特定飼養等施設

個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）

(5) 指定の理由

本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため

9(1) 指定する種類

分 類	種 の 和 名	科 名
動 物	オオマルハナバチ(亜種オオマルハナバチに限る。)	ミツバチ科

(2) 本来の生息地又は生育地

北海道外（本州以南）

(3) 適切な飼養等の方法

ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ 特定飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合には、当該種の個体の適切な逸出防止措置を講ずること。

ウ 飼養等をしないこととした場合は、個体又は個体を収納している巣箱を密閉した袋に入れること等により、確実に殺処分すること。

(4) 特定飼養等施設

個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）

(5) 指定の理由

本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため

10(1) 指定する種類

分 類	種 の 和 名	科 名
動 物	アメリカザリガニ	アメリカザリガニ科

(2) 本来の生息地又は生育地

北海道外（北アメリカ南部）

(3) 適切な飼養等の方法

ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ 特定飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合には、当該種の個体の適切な逸出防止措置を講ずること。

ウ 容器又は施設の水替えをするときは、ろ過した後に排水するなど、個体が野外に逸出し、又は流出しないようにすること。

(4) 特定飼養等施設

個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）

(5) 指定の理由

本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため

11(1) 指定する種類

分 類	種 の 和 名	科 名
植 物	フランスギク	キク科

(2) 本来の生息地又は生育地

北海道外（ヨーロッパの温帯地域）

(3) 適切な飼養等の方法

ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ 種子の飛散による野外への逸出が生じないよう留意すること。

ウ 根茎部が含まれた栽培土を野外に捨てないよう留意すること。

(4) 特定飼養等施設

個体が野外に逸出しないような施設（屋内、管理された庭園・公園等）

(5) 指定の理由

本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため

12(1) 指定する種類

分 類	種 の 和 名	科 名
植 物	イワミツバ	セリ科

- (2) 本来の生息地又は生育地
北海道外（ユーラシア）
- (3) 適切な飼養等の方法
- ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- イ 地下茎の伸長による栄養繁殖や種子の飛散による野外への逸出が生じないように留意すること。
- ウ 地下茎の断片が含まれた栽培土を野外に捨てないように留意すること。
- (4) 特定飼養等施設
個体が野外に逸出しないような施設（屋内、管理された庭園・公園等）
- (5) 指定の理由
本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため

北海道告示第807号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成27年12月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
砂浜西	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
峰 岩	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、区画整理）	同

北海道告示第808号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成27年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 磯谷郡蘭越町字淀川78の30（国有林。次の図に示す部分に限る。）、78の5・356（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第809号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 音 更 新 得 線	河東郡音更町駒場並木5番1地先から	平成27.12.21
北海道十勝総合振興局	同郡音更町駒場並木7番1地先まで	
帯 広 建 設 管 理 部		

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第128号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年12月18日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
- ア 乗用自動車の賃貸借（産業振興部林務課3台分） 一式
- イ 乗用自動車の賃貸借（産業振興部水産課2台分） 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成28年3月1日から平成33年2月26日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年12月18日（金）から平成28年1月7日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から同月31日までを除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階 入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁

目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課）

- (2) 入札日時 平成28年1月13日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月12日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成27年4月14日付け北海道渡島総合振興局告示第47号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電話番号 0138-47-9416

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of Car 3 sets

b Lease of Car 2 sets

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 13, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than January 12, 2016)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan Phone : 0138-47-9416

北海道上川総合振興局告示第140号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年12月18日

北海道上川総合振興局長 紺 谷 ゆみ子

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

貨物兼乗用自動車 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 平成28年3月25日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年12月18日から平成28年1月20日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から同月31日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局地域政策部総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局地域政策部総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階
入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局地域政策部総務課需品係）

(2) 入札日時 平成28年1月28日午前10時30分（送付による場合は、同月27日午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課需品係
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電 話 番 号 0166-46-5907

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured: Car 1
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., January 28, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 27, 2016)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan
Phone : 0166-46-5907

北海道上川総合振興局告示第141号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年12月18日

北海道上川総合振興局長 紺 谷 ゆみ子

1 随意契約に係る物品等の名称 ((1)から(4)までは1キログラム又は1トン当たりの単価)及び調達予定数量

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| (1) 塩化カルシウム水溶液 (定置式装置タンク) | 60,000キログラム |
| (2) 塩化カルシウム水溶液 (事業課) | 80,000キログラム |
| (3) 焼砂 (焼碎石) 7号碎石 (事業課中央地区) | 450トン |
| (4) 焼砂 (焼碎石) 7号碎石 (事業課北部地区) | 200トン |
| (5) ナトリウム、マグネシウム混合塩化物 (粒剤) | 100袋 (25キログラム袋) |
| (6) 焼砂 (焼碎石) 7号碎石 (事業課東部地区) | 100トン |
| (7) 焼砂 (焼碎石) 7号碎石 (士別) | 70トン |
| (8) 焼砂 (焼碎石) 7号碎石 (富良野) | 110トン |

2 随意契約の相手方を決定した日

- (1) 1の(1)から(6)まで
平成27年11月9日

- (2) 1の(7)及び(8)

平成27年11月6日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 大成ロテック株式会社
イ 住 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
- (2)ア 氏 名 道都化学産業株式会社
イ 住 所 札幌市東区北8条東1丁目1番40号
- (3)ア 氏 名 前田道路株式会社
イ 住 所 東京都品川区大崎1丁目11番3号
- (4)ア 氏 名 コンス・A・M・G株式会社
イ 住 所 旭川市東鷹栖東1条4丁目637番地の47
- (5)ア 氏 名 株式会社谷内
イ 住 所 旭川市2条通り15丁目左8号
- (6)ア 氏 名 美瑛川砂利碎石販売協業組合
イ 住 所 上川郡美瑛町字下宇莫別第5
- (7)ア 氏 名 三共建設株式会社
イ 住 所 士別市東2条北4丁目15番地
- (8)ア 氏 名 株式会社山伏パコム
イ 住 所 富良野市本町8番1号

4 随意契約による契約金額

- (1) 42円
- (2) 32円
- (3) 6,800円
- (4) 6,900円
- (5) 113,400円
- (6) 691,200円
- (7) 559,440円
- (8) 855,360円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第5号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道上川総合振興局告示第142号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年12月18日

北海道上川総合振興局長 紺 谷 ゆみ子

1 落札に係る物品等の名称（1キログラム又は1トン当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| (1) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課管内定置式 | 370,000キログラム |
| (2) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液） | 424,000キログラム |
| (3) 凍結防止剤（ナトリウム、マグネシウム混合塩化物（粒状）） | 7,250キログラム |
| (4) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内中央地区） | 1,750トン |
| (5) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内北部地区） | 1,000トン |
| (6) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内東部地区） | 300トン |
| (7) 焼砂（焼碎石）7号碎石（士別出張所管内） | 750トン |
| (8) 焼砂（焼碎石）7号碎石（富良野出張所管内） | 1,600トン |
| (9) 焼砂（焼碎石）7号碎石（美深出張所管内） | 220トン |

2 落札を決定した日

平成27年12月2日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏 名 大成ロテック株式会社
イ 住 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

(2) 1の(2)

ア 氏 名 道都化学産業株式会社
イ 住 所 札幌市東区北8条東1丁目1番40号

(3) 1の(3)

ア 氏 名 株式会社谷内
イ 住 所 旭川市2条通り15丁目左8号

(4) 1の(4)

ア 氏 名 前田道路株式会社
イ 住 所 東京都品川区大崎1丁目11番3号

(5) 1の(5)及び(9)

ア 氏 名 コンス・A・M・G株式会社
イ 住 所 旭川市東鷹栖東1条4丁目637番地の47

(6) 1の(6)

ア 氏 名 美瑛川砂利砕石販売協業組合
イ 住 所 上川郡美瑛町字下宇莫別第5

(7) 1の(7)

ア 氏 名 三共建設株式会社
イ 住 所 士別市東2条北4丁目15番地

(8) 1の(8)

ア 氏 名 株式会社山伏パコム
イ 住 所 富良野市本町8番1号

4 落札金額

- | |
|------------|
| (1) 42円 |
| (2) 32円 |
| (3) 42円 |
| (4) 6,800円 |
| (5) 6,900円 |
| (6) 6,400円 |
| (7) 7,400円 |
| (8) 7,500円 |
| (9) 7,700円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成27年10月23日付け北海道上川総合振興局告示第131号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 |
| (2) 所在地 | 旭川市永山6条19丁目1番1号 |

道 立 北 見 病 院 告 示

北海道立北見病院告示第165号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年12月18日

北海道立北見病院長 一 色 学

1 入札に付する事項

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 調達をする物品等の名称及び数量 | LED無影灯 一式 |
|---------------------|-----------|

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月31日
- (4) 納入場所 北海道立北見病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入（医療機器類）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 医療機器販売業の届出等をしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (6) 当該調達物品について、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成27年12月18日から平成28年1月21日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から同月31日までを除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 090-0058 北見市高栄西町1丁目1番2号
北海道立北見病院庶務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約事項を示す場所
北海道立北見病院庶務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院会議室
（送付による場合は、郵便番号 090-0058 北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院庶務課）

- (2) 入札日時 平成28年1月28日（木）午前11時（送付による場合は、同月27日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道立北見病院のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kmb/>）において、ダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道立北見病院庶務課
- (2) 所在地 郵便番号 090-0058 北見市高栄西町1丁目1番2号
- (3) 電話番号 0157-24-6261 内線227
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : LED Astral Lamp 1 set
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., January 28, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than January 27, 2016)
- C Contact : Hokkaido Kitami Hospital General Affairs Section, Koueinishi-machi 1-chome 1-2, Kitami, Hokkaido 090-0058 Japan
Phone : 0157-24-6261

道立向陽ヶ丘病院告示

北海道立向陽ヶ丘病院告示第18号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年12月18日

北海道立向陽ヶ丘病院長 佐々木 信 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

X線CT装置 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成28年3月31日

(4) 納入場所 北海道立向陽ヶ丘病院

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入（医療機器類）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 医療機器販売業の届出等をしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品について、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年12月18日（金）から平成28年1月18日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から同月31日までを除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-0084 網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号
北海道立向陽ヶ丘病院庶務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道立向陽ヶ丘病院庶務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 北海道立向陽ヶ丘病院3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 093-0084 網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 北海道立向陽ヶ丘病院庶務課）

(2) 入札日時 平成28年1月28日（木）午前10時（送付による場合は、同月27日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：hofuku.koyobyoi@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道立向陽ヶ丘病院庶務課 (2) 所 在 地 郵便番号 093-0084 網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 (3) 電 話 番 号 0152-43-4138 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Computed Tomography 1 Set B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 28, 2016 (If mailed, bids must arrive no later than January 27, 2016) C Contact : General Affairs Division, Hokkaido Prefecture Koyogaoka Mental Insitution, Koyogaoka 1-chome 5-1, Abashiri, Hokkaido 093-0084 Japan Phone : 0152-43-4138	平成27年12月18日 北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三 北海道公安委員会規則第14号 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。 第4条第3項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「規定する電子証明書」を「規定する署名用電子証明書」に改める。 附 則 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁十勝教育局告示第37号 平成27年北海道教育庁十勝教育局告示第34号（特定調達契約に係る入札の公告）は、廃止する。 平成27年12月18日 北海道教育庁十勝教育局長 上 野 靖	
道 公 安 委 員 会 規 則	
道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年12月18日 北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三 北海道公安委員会規則第13号 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。 別記様式第10号の7の4中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。 附 則 この規則は、平成28年1月1日から施行する。 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。	